



## 一、最新中国法令

- [关于实行海关进口增值税专用缴款书“先比对后抵扣”管理办法有关问题的公告](#)

【发布单位】国家税务总局、海关总署  
 【发布文号】国家税务总局、海关总署公告 2013 年第 31 号  
 【发布日期】2013-06-14  
 【实施日期】2013-07-01  
 【出台背景】2009 年 04 月起，国家税务总局与海关总署在河北、河南、广东、深圳等四省市试行了海关进口增值税专用缴款书（以下简称“海关缴款书”）“先比对后抵扣”管理办法，代替了原有的海关缴款书“先抵扣后比对”的管理办法。试点以来，成效明显。国家税务总局与海关总署决定自 2013 年 07 月 01 日起在全国推行。

【内容提要】根据该公告：

<b>海关缴款书“先比对后抵扣”管理办法的主要内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自 2013 年 07 月 01 日起，增值税一般纳税人（以下简称“纳税人”）进口货物取得的属于增值税扣税范围的海关缴款书，需经税务机关稽核比对相符后，其增值税额方能作为进项税额在销项税额中抵扣。</li> </ul>
<b>海关缴款书的抵扣期限规定</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>纳税人进口货物取得的属于增值税抵扣范围的缴款书，应当自开具之日起 180 日内向主管税务机关报送《海关完税凭证抵扣清单》（电子数据）申请稽核比对，逾期未申请的，其进项税额不予抵扣。</li> </ul>
<b>海关缴款书稽核比对结果分类及其处理方法</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>相符：纳税人应在税务机关提供稽核结果的当月纳税申报期内申报抵扣，逾期的其进项税额不予抵扣。</li> <li>不符、缺联：纳税人应于产生稽核结果的 180 日内，持海关缴款书原件向主管税务机关申请数据修改或者核对，逾期的其进项税额不予抵扣。</li> <li>重号：由主管税务机关会同海关组织核查。经核查，海关缴款书票面信息与纳税人实际进口货物业务一致的，纳税人应在收到税务机关书面通知的次月申报期内申报抵扣，逾期的其进项税额不予抵扣。</li> <li>滞留：继续参与稽核比对，纳税人不需申请数据核对。</li> </ul>

【法令全文】请点击[以下网址查看](#)：

## 一、最新中国法令

- [税関輸入増値税専用納付書の「先に照合し後で控除する」管理方法の実施に伴う関連問題に関する公告](#)

【発布機関】国家税務総局、税関総署  
 【発布番号】国家税務総局、税関総署公告 2013 年第 31 号  
 【発布日】2013-06-14  
 【実施日】2013-07-01  
 【発布背景】2009 年 4 月から、国家税務総局と税関総署は河北、河南、広東、深センなど四省市で税関輸入増値税専用納付書（以下、「税関納付書」という）の「先に照合し後で控除する」管理方法を試行し、元の税関納付書の「先に控除し後で照合する」管理方法に取って代わっていた。試行以降、顕著な効果が表れたため、国家税務総局と税関総署は 2013 年 7 月 1 日から全国に普及することを決定した。

【概要】本公告によると以下の通りである。

<b>税関納付書の「先に照合し後で控除する」管理方法の主な内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>2013 年 7 月 1 日から、増値税一般納税者（以下、「納税者」という）が貨物を輸入し、取得した増値税控除範囲に該当する税関納付書については、必ず税務機関の監査照合を経て合致した上で、初めて仕入れ増値税額として売り上げ増値税額より控除することが可能となる。</li> </ul>
<b>税関納付書の控除期限に関する規定</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者が貨物を輸入し、取得した増値税控除範囲に該当する税関納付書については、発行の日から 180 日以内に主管税務機関に対し「税関納税証憑控除リスト」（電子データ）を申告送付して監査照合申請を行わなければならない。期限切れ未申請の場合は、仕入れ税額の控除を認めない。</li> </ul>
<b>税関納付書の監査照合結果の分類およびその処理方法</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>合致した場合：納税者は税務機関が監査結果を提出した月の納税申告期間内に控除申告を行わなければならない。期限切れの仕入れ税額の控除を認めない。</li> <li>不合致、該当情報なしの場合：納税者は監査結果が出てから 180 日以内に、税関納付書原本をもって主管税務機関に対しデータ修正または照合の申請を行わなければならない。期限切れの仕入れ税額の控除は認めない。</li> <li>情報重複：主管税務機関は税関と共に監査を行う。監査後、税関納付書伝票情報と納税者の実際の輸入貨物業務が合致する場合、納税者は税務機関からの書面通知を受領した翌月の申告期間内に控除を申請しなければならず、期限切れの仕入れ税額の控除を認めない。</li> <li>留保：継続的に監査照合を行い、納税者はデータ照合申請を必要としない。</li> </ul>

【法令全文】[下記の URL をクリックしてください](#)。

关于实行海关进口增值税专用缴款书“先比对后抵扣”管理办法有关问题的公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12330491.html>

关于《实行海关进口增值税专用缴款书“先比对后抵扣”管理办法有关问题的公告》的解读

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12330455.html>

税関輸入増値税専用納付書の「先に照合し後で控除する」管理方法の実施に伴う関連問題に関する公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12330491.html>

「税関輸入増値税専用納付書の『先に照合し後で控除する』管理方法の実施に伴う関連問題に関する公告」に関する解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12330455.html>

### ● 中华人民共和国特种设备安全法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】中华人民共和国主席令第四号

【发布日期】2013-06-29

【实施日期】2014-01-01

【内容提要】该法有七章，共计 101 条，分别对特种设备的生产、经营、使用、检测、监督管理、事故应急救援与调查处理，以及法律责任等做了详细规定。

【备注】特种设备，是指对人身和财产安全有较大危险性的锅炉、压力容器（含气瓶）、压力管道、电梯、起重机械、客运索道、大型游乐设施、场（厂）内专用机动车辆，以及法律、行政法规规定的其他特种设备。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/jflfg/2013-06/30/content\\_2437160.htm](http://www.gov.cn/jflfg/2013-06/30/content_2437160.htm)

### ● 中華人民共和國特種設備安全法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】中華人民共和國主席令第四号

【発布日】2013-06-29

【実施日】2014-01-01

【概要】本法は七章、計 101 条から成り、それぞれ特種設備の生産、経営、使用、検査測定、監督管理、事故应急救援と調査処理、および法的責任などについて詳細に規定した。

【備考】特種設備とは、人身および財産の安全に対し大きな危険性があるボイラー、压力容器（ガスボンベを含む）、圧力パイプ、エレベーター、起重機、旅客輸送ロープウェイ、大型遊園地施設、敷地（工場）内専用エンジン付き車両、および法律、行政法規の定めるその他の特種設備を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/jflfg/2013-06/30/content\\_2437160.htm](http://www.gov.cn/jflfg/2013-06/30/content_2437160.htm)

### ● 养老机构设立许可办法

【发布单位】民政部

【发布文号】民政部令第 48 号

【发布日期】2013-06-28

【实施日期】2013-07-01

【内容提要】根据该办法，外国的组织、个人**独资**或者与中国的组织、个人**合资、合作**设立养老机构的，由养老机构住所地省级人民政府民政部门或者其委托的设区的市级人民政府（行政公署）民政部门实施许可。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/201306/20130600480075.shtml>

### ● 養老機構設立許可弁法

【発布機関】民政部

【発布番号】民政部令第 48 号

【発布日】2013-06-28

【実施日】2013-07-01

【概要】本弁法によると、外国の組織、個人の**独资**または中国の組織、個人との**合弁、合作**により養老機構を設立する場合、養老機構所在地の省級人民政府民政部門またはその委託を受けた区を設けた市級人民政府（行政公署）民政部門が許可を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/201306/20130600480075.shtml>

### ● 养老机构管理办法

【发布单位】民政部

【发布文号】民政部令第 49 号

【发布日期】2013-06-28

【实施日期】2013-07-01

【内容提要】该办法对养老机构的服务内容、内部管理、监督检查，以及法律责任等做了详细规定。

### ● 養老機構管理弁法

【発布機関】民政部

【発布番号】民政部令第 49 号

【発布日】2013-06-28

【実施日】2013-07-01

【概要】本弁法は、養老機構のサービス内容、内部管理、監督検査、および法的責任などについて詳細に規定した。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/201306/20130600480076.shtml>

● 关于海事法院可否适用小额诉讼程序问题的批复

【发布单位】最高人民法院  
【发布文号】法释〔2013〕16号  
【发布日期】2013-06-19  
【实施日期】2013-06-26  
【内容提要】根据该批复，海事法院可以适用小额诉讼程序审理简单的海事、海商案件，适用小额诉讼程序的标的额应以实际受理案件的海事法院或其派出法庭所在的省、自治区、直辖市上年度就业人员年平均工资的30%为限。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201306/t20130627\\_185745.htm](http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201306/t20130627_185745.htm)

● 关于下达2013年流通行业标准项目计划的通知

【发布单位】商务部  
【发布文号】商办流通函〔2013〕第621号  
【发布日期】2013-06-25  
【内容提要】根据该通知，商务部依据《商务领域标准化管理办法（试行）》和《流通行业标准制修订流程管理规范（试行）》，在对各方面申报项目认真论证基础上，制定了《2013年流通行业标准项目计划》。根据该计划，本次需要制修订的流通行业标准，包括《商业保理业务基本分类》、《电子商务信用评价指标体系》、《再生资源回收站点交易行为规范》以及《沐浴业经营技术规范》等。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://ltfzs.mofcom.gov.cn/article/swfg/swfgbi/201306/20130600174897.shtml>

● 关于切实加强夏季危险化学品和烟花爆竹安全生产工作的紧急通知

【发布单位】国家安全生产监督管理总局  
【发布文号】安监总明电〔2013〕6号  
【发布日期】2013-06-25  
【内容提要】根据该通知，化工等危险化学品企业要切实加强下列安全生产工作：

- 加强对直接作业环节的管理，坚决杜绝“三违”行为；
- 做好生产装置、设备和安全设施的防雷、防火防爆、防汛、防高

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/201306/20130600480076.shtml>

● 海事裁判所の小額訴訟手続き適用の可否の問題に関する回答

【発布機関】最高人民法院  
【発布番号】法釈〔2013〕16号  
【発布日】2013-06-19  
【実施日】2013-06-26  
【概要】本回答によると、海事裁判所が小額訴訟手続きを適用して簡単な海事、海商事件を審理することができ、小額訴訟手続き適用の対象金額は実際に事件を受理する海事裁判所またはその派出法廷が所在する省、自治区、直轄市の前年度就業者年

度平均賃金の30%を限度とする。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201306/t20130627\\_185745.htm](http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201306/t20130627_185745.htm)

● 2013年流通業界基準項目計画の下达に関する通知

【発布機関】商務部  
【発布番号】商办流通函〔2013〕第621号  
【発布日】2013-06-25  
【概要】本通知によると、商務部は「商務分野基準化管理弁法（试行）」および「流通業界基準制定改正手順管理規範（试行）」に基づき、各方面の申告項目について十分な論証を行うという前提の下、「2013年流通業界基準項目計画」を制定した。同計画によると、この度制定改正が必要な流通業界基準には、「商業ファクタリング業務基本分類」、「電子商取引信用評価指標体制」、「再生资源回收拠点取引行為規範」および「沐浴業経営技術規範」などが含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://ltfzs.mofcom.gov.cn/article/swfg/swfgbi/201306/20130600174897.shtml>

● 夏季危険化学品および花火爆竹安全生産作業の適切な強化に関する緊急通知

【発布機関】国家安全生产监督管理总局  
【発布番号】安监総明電〔2013〕6号  
【発布日】2013-06-25  
【概要】本通知によると、化学工業などの危険化学品企業は以下の安全生産作業を適切に強化しなければならない。

- 直接作業段階に対する管理強化、「三つの違反」行為の断固たる根絶。
- 生産装置、設備および安全施設の防雷、防火防爆、水害対策、高温対策

- 温工作；
- 加强对危险化学品重大危险源的监控，确保危险化学品储罐的温度和压力，保持库房的良好通风条件等；
- 严格执行值班、交接班和巡回检查制度，严禁超负荷生产和随意调整配方进行实验性生产。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2013/0625/210701/content\\_210701.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/0625/210701/content_210701.htm)

● [关于电子发票应用试点若干事项的公告（北京）](#)

【发布单位】北京市国家税务局、北京市地方税务局、北京市商务委员会、北京市工商行政管理局

【发布文号】公告 2013 年第 8 号

【发布日期】2013-06-27

【实施日期】2013-06-27

【出台背景】依据《[中华人民共和国发票管理办法](#)》和《[网络发票管理办法](#)》有关规定，北京市决定自 2013 年 06 月 27 日起开展电子发票应用试点。

【内容提要】根据该公告，电子发票应用试点范围限于经北京市电子发票应用试点工作联络小组确定的北京地区电子商务企业及特定商品品类向北京地区个人消费者销售时开具。与传统纸质发票相比，电子发票具有如下特征：

- 其申请、领用、开具、流转、查验等都可以通过税务机关统一的电子发票管理系统在互联网上进行，简化了纳税人申领发票的手续，降低了纳税成本；
- 受票方可以在发生交易的同时收取到发票，并可以在税务机关网站查询验证发票信息，减少接受到假发票的损失。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.bjsat.gov.cn/bjsat/bsfw/tzgg/201306/t20130627\\_109149.html](http://www.bjsat.gov.cn/bjsat/bsfw/tzgg/201306/t20130627_109149.html)

● [关于印发《上海市价格行政处罚管辖规定》的通知（上海）](#)

【发布单位】上海市物价局

【发布文号】沪价检〔2013〕003 号

【发布日期】2013-06-13

【实施日期】2013-07-01

作業の徹底。

- 危険化学品の重大危険源に対する監視の強化、危険化学品貯蔵タンクの温度と圧力の維持、倉庫の良好な換気条件の確保など。
- 当直、勤務交代および巡回検査に関する制度の厳格な実施、負荷を超えた生産および恣意的に配合を調整する実験的な生産を厳禁する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2013/0625/210701/content\\_210701.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/0625/210701/content_210701.htm)

● [電子発票応用試行の若干事項に関する公告（北京）](#)

【発布機関】北京市国家税务局、北京市地方税务局、北京市商务委员会、北京市工商行政管理局

【発布番号】公告 2013 年第 8 号

【発布日】2013-06-27

【実施日】2013-06-27

【発布背景】「[中華人民共和国発票管理弁法](#)」および「[オンライン発票管理弁法](#)」の関連規定に基づき、北京市は 2013 年 6 月 27 日から電子発票応用試行を実施することを決定した。

【概要】本公告によると、電子発票応用試行の範囲は北京市電子発票応用試行作業連絡チームが定めた北京地区電子商取引企業および特定商品品目につき北京地区の個人消費者に対し販売する際に発行するものに限られる。従来の紙の発票と比べ、電子発票には以下の特徴がある。

- 申請、受領使用、発行、流通、検査などは税務機関統一の電子発票管理システムを通じて、インターネット上で処理できるため、納税者の発票申請受領の手続きを簡略化し、納税コストを引き下げた。
- 発票を受け取る側は取引発生と同時に発票を受け取ることができ、且つ税務機関のウェブサイト上で発票情報の問合せ認証が可能であり、偽造発票を受け取った場合の損失を減少できる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.bjsat.gov.cn/bjsat/bsfw/tzgg/201306/t20130627\\_109149.html](http://www.bjsat.gov.cn/bjsat/bsfw/tzgg/201306/t20130627_109149.html)

● [「上海市価格行政処罰管轄規定」の印刷発布に関する通知（上海）](#)

【発布機関】上海市物价局

【発布番号】滬価検〔2013〕003 号

【発布日】2013-06-13

【実施日】2013-07-01

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai36170.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

- [非户籍地内地居民可在暂（居）住地就近办理出入境证件](#)

公安部决定自 2013 年 07 月 01 日起，施行非户籍地居民就近办理出入境证件等**便民利民措施**。其中，在全国 43 个城市实施异地提交普通护照申请政策，在全国 31 个城市实施异地提交大陆居民往来台湾通行证及签注申请政策。符合条件人员可持法律、法规规定的申请材料以及相关证明材料向暂（居）住地就近提交相关申请。

（摘自公安部网站；2013 年 06 月 27 日发布）

- [《出境入境管理法》于 07 月 01 日起正式施行，外国人出入境管理发生新变化](#)

为了更好地适应中国对外开放的形势，改善出入境管理，全国人大常委会于 2012 年 06 月 30 日公布了《[中华人民共和国出境入境管理法](#)》（以下简称“《出境入境管理法》”）。《出境入境管理法》将于 2013 年 07 月 01 日正式施行，同时废除了《[中华人民共和国外国人入境出境管理法](#)》。

与被废除的《中华人民共和国外国人入境出境管理法》及相关配套规定相比，《出境入境管理法》施行后，对于外国人的出入境影响主要体现在下述两个方面：

### 一、改进了外国人出入境服务

1. 对因工作、学习、探亲、旅游、商务活动、**人才引进**等非外交、公务事由入境的外国人，签发相应类别的普通签证，为实施人才签证制度提供了法律依据。
2. 将外国人 24 小时过境免签政策从空港口岸扩大至海、陆、空口岸，并授权国务院

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai36170.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご**連絡**ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご**連絡**いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

- [非户籍地内地居民是一时居住（居住）地中出入国证明的手续可以进行](#)

公安部は 2013 年 7 月 1 日から、非户籍地居民が最寄りで出入国証明などの手続きを行う**便民利民措置**の実施を決定した。その中、全国 43 の都市では他地域での普通パスポート申請提出に関する政策を実施し、全国 31 の都市では他地域での大陸住民台湾往来通行証および裏書申請提出に関する政策を実施する。条件を満たす者は法律、法規の定める申請資料および関連証明資料をもって一時居住（居住）地で関連申請を行うことができる。

（2013 年 6 月 27 日付の公安部ウェブサイトより抜粋）

- [「出国入国管理法」が 7 月 1 日から正式に施行され、外国人の出入国管理に新たな変化が生じた](#)

中国の対外開放の情勢に、より良く適応し、出入国管理を改善するため、全国人民代表大会常務委員会は 2012 年 6 月 30 日に「[中華人民共和国出国入国管理法](#)」（以下、「出国入国管理法」という）を公布した。「出国入国管理法」は 2013 年 7 月 1 日から正式に施行され、同時に「[中華人民共和国外国人入国出国管理法](#)」は廃止される。

廃止された「中華人民共和国外国人入国出国管理法」および関連付帯規定と比べ、「出国入国管理法」の施行後の外国人の出入国への影響は主として以下の 2 点に表れる。

### 一、外国人の出入国サービスが改善された

1. 就労、学習、親族訪問、旅行、商務活動、**人材誘致**などの非外交、公務事由のために入国する外国人に対し、相応する種類の普通ビザを発給し、人材ビザ制度の実施について法律根拠を与えた。
2. 外国人の訪中旅行、商務に便宜を与えるため、外国人の 24 時間トランジットビザ免除政策

可以批准特定地区过境免签时间超过 24 小时，为外国人来华旅游、商务提供了便利。

3. 完善了临时入境制度，免签过境人员需要离开口岸和外国人因不可抗力或者其他紧急原因等需要入境的，可以申请临时入境。

## 二、加强了外国人出入境管理

1. 进一步完善了外国人签证签发制度，规定了出具邀请函件的单位或者个人应当对邀请函内容真实性负责，并明确了具体罚则，以规范邀请行为。
2. 新增了外国人在中国工作指导目录和外国留学生勤工助学管理制度的规定，进一步完善了外国人在华工作管理。
3. 加大了防范和打击“三非”（非法入境、非法居留、非法就业）外国人的力度：
  - 明确了外国人非法就业的 3 种情形，规定外国人在中国境内工作必须取得工作许可和工作类居留证件，且不得超出工作许可限定范围；
  - 规定公民、法人或者其他组织发现外国人有非法入境、非法居留、非法就业情形的，应当及时向所在地公安机关报告，借助社会力量加强外国人管理工作；
  - 进一步加大了对“三非”外国人和相关责任人员的处罚力度。例如，将介绍外国人非法就业也列入处罚范围，将外国人非法就业罚款处罚由 1,000 元以下提高到 5,000 元以上 20,000 元以下，并将非法聘用外国人的罚款提高到总额不超过十万元。
4. 进一步完善了不准外国人入境、出境制度，并针对近年来外籍企业主拖欠劳动者劳动报酬出境逃避责任的问题，新规定国务院有关部门或者省级人民政府可以决定其不准出境。

另外，还需提请注意的是，在之前指纹信息自愿备案的基础上，《出境入境管理法》规定，经国务院批准，公安部、外交部根据出境入境管理的需要，可以对留存出境入境人员的指纹等人体生物识别信息作出规定，为指纹信息强制留存提供了法律依据。

（里兆律师事务所 2013 年 06 月 28 日整理编写）

を空港から海、陸、空の通関地へ拡大し、国务院に授權して特定地域での 24 時間を超えるトランジットビザ免除の認可を可能とした。

3. 臨時入国制度を整備し、トランジットビザ免除者が通関地を離れる必要がある場合および外国人が不可抗力またはその他の緊急事由などで入国が必要となった場合は、臨時入国の申請が可能となった。

## 二、外国人の出入国管理を強化した

1. 外国人のビザ発給制度を更に整備し、招聘状を発行する企業または個人が招聘状内容の真实性に対し責任を負うことを規定し、且つ具体的な罰則を明確にすることで、招聘行為を規範化した。
2. 外国人の中国における就労指導目録および外国人留学生在働しながら学習する場合の管理制度に関する規定を追加し、外国人の中国における就労管理を一層整備した。
3. 外国人の「三つの不法（不法入国、不法滞在、不法就労）」の防止および取締りを強化した。
  - 外国人の不法就労に伴う三つの状況を明確にし、外国人の中国国内における就労には就労許可および就労類居留証明の取得が必須であり、就労許可で定められた範囲を超えてはならないと規定した。
  - 公民、法人またはその他組織が外国人の不法入国、不法滞在、不法就労の状況を見つけた場合、速やかに所在地公安機関に報告すべきと定め、社会の力を借りて外国人管理作業を強化する。
  - 「三つの不法」の外国人および関連責任者への処罰を一層強化した。例えば、外国人の不法就労を仲介した場合も処罰対象に組み入れ、外国人の不法就労の罰金処罰を 1,000 元以下から 5,000 元以上 20,000 元以下へ引き上げ、不法に外国人を雇用した場合の罰金を総額 10 万円を超えない範囲まで引き上げた。
4. 外国人の入国、出国禁止に関する制度を一層整備し、近年の外国人企業家が労働者の労働報酬を支払わずに出国して責任を回避する問題に対し、国务院関係部門または省級人民政府はその出国禁止の決定を下すことが可能であることを新たに定めた。

なお、留意すべき点として、これまで指紋情報は任意の届出が基本であったが、「出国入国管理法」では、国务院の許可を得た上で、公安部、外交部は出国入国管理の必要に応じて、出国入国者の指紋などの人体生物的識別情報の留保に関する規定を設けることが可能とし、指紋情報の強制留保について法律根拠を与えた。

（里兆法律事務所が 2013 年 6 月 28 日付で作成）

● 人社部出台新规，经营劳务派遣业务须取得《劳务派遣经营许可证》

人力资源和社会保障部（以下简称“人社部”）近期颁布《劳务派遣行政许可实施办法》（以下简称“《实施办法》”），自2013年07月01日起实施。《实施办法》是人社部为贯彻执行全国人大《关于修改〈中华人民共和国劳动合同法〉的决定》（全国人大2012年12月28日颁布，自2013年07月01日起实施，以下简称“《劳动合同法修正案》”）而颁布的配套规定。

《实施办法》主要规定了从事劳务派遣经营活动的企业（以下简称“劳务派遣单位”）取得相关从业资质的条件、具体程序等事项。根据《实施办法》，合法的劳务派遣单位主要应具备以下法定条件：

1. **有符合法定标准的注册资本金。**按《劳动合同法修正案》及《实施办法》相关规定，合法的劳务派遣单位，其注册资本金的法定最低标准为人民币贰佰万元整，该项注册资本金在劳务派遣单位依法取得的《劳务派遣经营许可证》和《企业法人营业执照》中均有明确记载。
2. **有人社部颁发的《劳务派遣经营许可证》。**《劳务派遣经营许可证》是人社部制定的统一样式，有效期为3年，到期则由劳务派遣单位另行向所在地的相关劳动行政部门申请延续，换发新证。值得注意的是，劳务派遣单位设立的独立子公司从事劳务派遣业务的，应由子公司向其所在地的相关劳动行政部门申请办理《劳务派遣经营许可证》；劳务派遣单位设立的分公司从事劳务派遣业务的，则只需由分公司向其所在地的劳动行政部门进行备案即可。
3. **有符合法律、行政法规规定的劳务派遣管理制度。**《实施办法》中列举的具体内容，例如劳动合同、与劳动者切身利益相关的规章制度文本（如，劳动报酬、社会保险、工作时间、休息休假、劳动纪律等）、拟与用工单位签订的劳务派遣协议样本等，既是有关劳动行政部门对劳务派遣单位申请《劳务派遣经营许可证》进行审查的内容之一，也可作为用人单位在实际用工时判断相关劳务派遣单位从事经营活动是否合规的参考依据之一。

此外，《实施办法》还规定了过渡措施，即：

1. 劳务派遣单位应执行《劳动合同法修正

● 人的資源社会保障部が新規定を發布し、労働派遣業務の経営には「労働派遣経営許可証」の取得が必須となった

先頃、人的資源社会保障部（以下、「人社部」という）は「労働派遣行政許可実施弁法」（以下、「実施弁法」という）を公布し、2013年7月1日から施行する。「実施弁法」は人社部が全国人民代表大会の「『中華人民共和国労働契約法』の改正に関する決定」（全国人民代表大会が2012年12月28日公布、2013年7月1日施行。以下、「労働契約法改正案」という）の実施を徹底するために公布した付帯規定である。

「実施弁法」は主として、労働派遣経営活動に従事する企業（以下、「労働派遣企業」という）が関連従事資格を取得するための条件、具体手順などの事項について規定した。「実施弁法」によると、合法的労働派遣企業は主として以下の法定条件を具備しなければならない。

1. **法定基準に合致した登録資本金を有すること。**「労働契約法改正案」および「実施弁法」の関連規定によれば、合法的労働派遣企業について、その登録資本金の法定最低基準は200万人民币元であり、その登録資本金は労働派遣企業が法に従って取得する「労働派遣経営許可証」および「企业法人營業許可証」のいずれにも明確に記載される。
2. **人社部の發布する「労働派遣経営許可証」を有すること。**「労働派遣経営許可証」は人社部が制定した統一様式であり、有効期間は3年である。期間満了の際には労働派遣企業は所在地の関係労働行政部門に別途延長申請を行い、新証書の交付を受ける。留意点として、労働派遣企業が設立した独立子会社が労働派遣業務に従事する場合は、子会社がその所在地の関係労働行政部門に対し「労働派遣経営許可証」を申請しなければならない。労働派遣企業が設立した分公司が労働派遣業務に従事する場合は、分公司がその所在地の関係労働行政部門に対し届出を行うだけでよい。
3. **法律、行政法規の規定に合致する労働派遣管理制度を有すること。**「実施弁法」において列挙された具体内容、例えば労働契約書、労働者の利益と密接にかかわる規則制度の文面（例えば、労働報酬、社会保険、勤務時間、休憩休暇、労働紀律など）、実際の使用者と締結予定の労働派遣協議書の雛形などは、関係労働行政部門が労働派遣企業からの「労働派遣経営許可証」申請を受けて審査する内容の一つであるとともに、実際の使用者が労働派遣を使用するにあたり、関係労働派遣企業の経営活動への従事に関する遵法性を判断する際の参考根拠の一つと見なすことができる。

この他にも、「実施弁法」は移行措置についても規定を行っており、以下の通りである。

1. 労働派遣企業は「労働契約法改正案」の規定

**案》的规定。**即，在《劳动合同法修正案》于2013年07月01日正式实施前，劳务派遣单位与劳动者签订的劳动合同及劳务派遣单位与用工单位签订的劳务派遣协议，自2013年07月01日起，应按《劳动合同法修正案》的内容执行（即，劳动合同及劳务派遣协议应明确约定同工同酬的相关事项；用工单位还应按临时性、辅助性、替代性的原则调整在本单位的劳务派遣用工）。

2. **劳务派遣单位未按《实施办法》规定获得《劳务派遣经营许可证》的，不可从事新的经营活动。**即，在《实施办法》实施后一年内，劳务派遣单位未按《实施办法》规定获得《劳务派遣经营许可证》的，不得从事新的劳务派遣经营活动。对此，律师理解，对劳务派遣单位此前已经进行的劳务派遣经营活动，仍可在原范围内继续执行，直至相关劳动合同、劳务派遣协议约定的期限届满。

（里兆律师事务所 2013年06月28日整理编写）

**を実施しなければならない。**「労働契約法改正案」が2013年7月1日に正式に実施される前に、劳务派遣企業が労働者と締結した労働契約および劳务派遣企業が実際の使用者と締結した劳务派遣協議は、2013年7月1日以降、「労働契約改正案」の内容に基づいて実施しなければならない（労働契約書および劳务派遣協議書に同一労働同一報酬の関連事項を明確に取決めなければならない。また、実際の使用者は臨時的、補助的、代替的の原則に基づき自社における劳务派遣従業員の使用を調整しなければならない）。

2. **劳务派遣企業が「実施弁法」の規定に従って「劳务派遣经营许可证」を取得しなかった場合、新たな経営活動に従事することはできない。**「実施弁法」実施後1年以内に、劳务派遣企業が「実施弁法」の規定に従って「劳务派遣经营许可证」を取得しなかった場合、新たな劳务派遣経営活動に従事してはならない。これについて、筆者の見るところ、劳务派遣企業がこれ以前から実施していた劳务派遣経営活動については、関連労働契約、劳务派遣協議で定められた期間が満了するまで、依然として元の範囲内で実施を継続することができるものと理解している。

（里兆法律事務所が2013年6月28日付で作成）